

令和2年度 国民健康保険税率が決まりました

令和2年度の国民健康保険税率は、標準保険料率※1より低く決定しました。
不足部分は国保財政調整基金を繰り入れる予定です。

■税率の改正

		令和元年度 (改正前)	令和2年度 (改正後)
医療給付費分	所得割率	6.80%	6.90%
	均等割額	27,300円	27,800円
	平等割額	18,600円	19,000円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.20%	2.20%
	均等割額	9,200円	9,200円
	平等割額	6,400円	6,400円
介護納付金分	所得割率	1.75%	1.80%
	均等割額	8,400円	8,800円
	平等割額	4,200円	4,300円

[参考にした保険料率]

		広島県が示す 令和2年度 安芸高田市 標準保険料率 ※1	令和6年度 準統一の 保険料率 ※2
医療 給付費分	所得割率	7.08%	7.27%
	均等割額	29,066円	29,844円
	平等割額	19,918円	20,451円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.44%	2.39%
	均等割額	9,850円	9,647円
	平等割額	6,750円	6,611円
介護 納付金分	所得割率	2.04%	1.98%
	均等割額	10,556円	10,257円
	平等割額	5,218円	5,070円

※1…標準保険料率

市町が決定する国民健康保険税率の参考として広島県が示す税率

※2…準統一の保険料率

被保険者の負担の公平性を確保するため、広島県が令和6年度に向け目指している税率

市も今後、準統一の保険料率を目指し、段階的に税率を上げていく予定です。

■1世帯当たりの課税限度額引き上げ (地方税法の改正)

	改正前	改正後
医療給付費分	61万円	63万円
介護納付金分	16万円	17万円

■低所得者世帯への軽減措置の拡充 (地方税法の改正)

5割軽減と2割軽減の対象世帯を
判定するための所得範囲が広がりました。

■納期(普通徴収)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	納付なし			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	納付なし
算定 方法	<p>《本算定期間》 年間保険税(前年中所得で算定)÷8回 =1回の納付額</p> <p>1回の納付額を千円単位に切り捨て、その端数分を第1期で調整するので第1期の納付額が増加</p>											

※特別徴収(年金からの天引き)は4月・6月・8月(仮徴収)、10月・12月・2月(本徴収)の6回納付

☎ 税務課 市民税係 ☎ お太助フォン 42-5614



施設サービス利用時の食費・居住費負担軽減制度

介護保険施設サービスや、短期入所利用時の食費・居住費は利用者の負担ですが、利用者の世帯全員が市民税非課税の方や生活保護受給者には負担限度額認定に基づき、負担額が軽減される制度です。

●利用者負担額



●食費・居住費の負担限度額

(単位:円)

利用者 負担段階	食費 (1日あたり) の負担限度額	居住費(1日あたり)の負担限度額						
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室		
				特養	老健・療養型・ 介護医療院	特養	老健・療養型・ 介護医療院	
第1段階	対象者 生活保護受給者、または世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が非課税で 老齢福祉年金を受給している方	300	820	490	320	490	0	0
第2段階	対象者 世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が非課税で、 合計所得金額と年金収入額(非課税年金含む)の合計が年額80万円以下の方	390	820	490	420	490	370	370
第3段階	対象者 世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が非課税で、 合計所得金額と年金収入額(非課税年金含む)の合計が年額80万円を超える方	650	1,310	1,310	820	1,310	370	370
第4段階 (減額なし)	対象者 市民税課税対象世帯の方または預貯金の合計が基準額を上回る方 (負担限度額の軽減はありません)							

負担限度額認定には以下も考慮します。

- ・預貯金額(単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下)
- ・配偶者の市民税の課税状況等
- ・資産

※申請時に利用者、および配偶者の通帳の写しの提出が必要です。

●負担限度額の認定申請

負担軽減の認定には、市への申請が必要です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、6月中に個別に更新手続きの案内を送付しています。

※8月以降軽減を受けるためには、更新の手続きが必要です。

☎ 保険医療課 介護保険係 ☎ お太助フォン 42-5618